

へんしも情報

INDEX

組合見聞録

高幡生コンクリート協同組合——01

中央会だより

平成27年度中央会事務局紹介——03

平成27年度中央会事業のご案内——04

組合NewFace／ものづくり担い手育成研修報告／正副会長会開催——05

事業ればと（経営革新支援）——06

高知県外国人技能実習生受入組合連絡協議会セミナー開催——07

Pick up！先進組合——08

施策情報

平成27年度高知県の主な融資制度——09

県内の景況動向（2015年3月）——13

高幡生コンクリート 協同組合

理事長 田邊 聖氏

組合設立、工場集約化など、
相互の力で難局を乗り越え、
地域社会に信頼される業界を目指します

<組合プロフィール>

TEL: 0880-22-3049

組合員数: 4名

設立: 昭和52年4月

主な事業: 共同販売事業

組合設立

「生コンの特性ゆえ」

本組合は、高岡郡四万十町並びに四万十市旧西土佐村で生コンクリート製造業を営む事業者で構成される組合で、生コンクリートの共同販売事業の実施や組織化による取引条件・経営環境の改善を図ることを目的に、昭和52年4月に設立されました。

我々の製造する生コンはセメント、骨材、水等を原材料とし、それらを練り混ぜて化学反応を起こさせることで徐々に固まっていくのですが、その性質上、他の建設資材と異なり作り置きができません。また、出荷時においても工場での練り混ぜ開始から工事現場での荷下ろしや打設までを指定された時間内に行う必要があります。あまり遠方まで運ぶことができないため取引先となる建設業者などが一定限られてきます。このため、生コンの需要期は建設工事の実施時期とはほぼ重なるのですが、ご存じの通り建設工事は発注に波があるため我々の業界もその波に左右されやすく、需要が安定的とは言えないため大口需要先からは不利な販売条件を示されることが

もしばしばありました。特に組合が設立された昭和52年は生コンの出荷量がちょうど谷間の時期となり、需要が少なく厳しい状況におかれていたことから、高幡地区の生コン業界として適正な価格を維持していくため、旧窪川町、大正町、十和村にあった4社が組合員となって協同組合を設立しました。

組合の歴史 ～集約化に至るまで～

その後、国の景気対策として公共事業が積極的に行われるようになったことから全国的に生コンの出荷量は増加傾向となり、高幡地区も需要の増加により平成元年には過去最高の出荷量を記録しました。しかしながらバブル経済の崩壊とともに以降は減少傾向に転じ、需給バランスが崩れたことで供給過剰による価格競争が全国的に発生するようになりました。高幡地区においても1工場当たりの出荷量が減少し、組合員各社は再び厳しい経営を迫られることとなりました。

そこで、こうした状況を打開するため、本組合では平成17年10月に組合員の共同出資会社「有限会社高幡コンクリートサービス」を新たに設立し、生コン工場の集約化に取り組みました。集約化に当たっては新会社にて設備や人員を集中することで、工場の稼働率向上やコンクリートミキサー車の配車効率向上などに繋がり、経営効率は大きく改善されました。また当時は高速道路(四国横断自動車道)の延伸(中土佐IC～四万十町中央IC)工事もあり、数年間は需要が安定的に発生する見通しであったことから、一部の工場では老朽プラントの設備更新にも取り組むことができました。

組合員からは、新会社に集約化することですべての名称が見えにくくなることに對する懸念や、出荷量の調整に対する不安の声も挙がっていましたが、協議を重ねることで少しずつ理解が得られ、一つ一つ問題を乗り越えていくことができました。また、経営者の世代交代時期とも重なり、経営者同士で話しやすい環境が整っていたことも集約化成功の一つの要因であったと思っています。

組合のこれから ～難局を乗り越えるため～

生コン工場は、窪川、大正、西土佐の3工場が現在稼働しており、窪川工場については集約化の際に設備投資を行っています。残る2工場についても、稼働から20年以上を経過し設備の更新時期が来ていますが、長年に亘る公共事業の大幅な減少に伴い新たな設備投資は難しい状況です。県内の公共投資については、南海トラフ地震対策の強化などの影響もあつて近年回復傾向にあり、高幡地区の生コン出荷量もここ数年は横ばいとなっていますが、現在の予算規模が今後も継続するとは限りませんので、今後の需要予測を十分に見極めることが必要となっています。加えて高幡地域周辺の道路環境が整備されつつある中で、今後は他地区との競合も懸念されますので、更なる集約化の推進や新工場の建設なども念頭に置きながら対策を検討していきたいと考えています。

ただ、新工場を建てた場合は新たにJISマーク表示の認証申請を行う必要があります。そのためには6ヶ月間の生産実績が求められます。これは集約化が遅れる一つの要因にもなっており、JISの認証期間が短縮されれば集約化ももっと進むと思いますので、当組合としても業界団体としても改善要望を行っていかねければいけないと考えているところです。

また、設備面以外に人材確保の面でも深刻な課題を抱えており、長期の需要低迷により若年者の採用を抑制せざるを得なかったことで、例えばコンクリートミキサー車の運転手は約3分の1が再雇用者となっており、今後その割合は高まっていくことが予想されます。幸いなことに近年

は地元志向の学生も増加傾向にあると聞いていますが、業界のPR不足や漠然としたマイナスイメージの影響もあり、なかなか人が集まらないのが実情です。

我々の仕事は、品質の良い生コンを提供していくことにあり、その生コンが建設工事等で使用されることがひいては地域の人々の安心・安全な生活に繋がっています。我々が地域社会に果たす貢献・役割は大きく、そのためには品質を保つための設備と人材が重要となってきますので、厳しい時代ではありますが、これまで以上に地域社会に信頼される業界を目指して頑張っていきたいと考えています。

組合HOT NEWS

毎年11月15日は「生コン記念日」です。

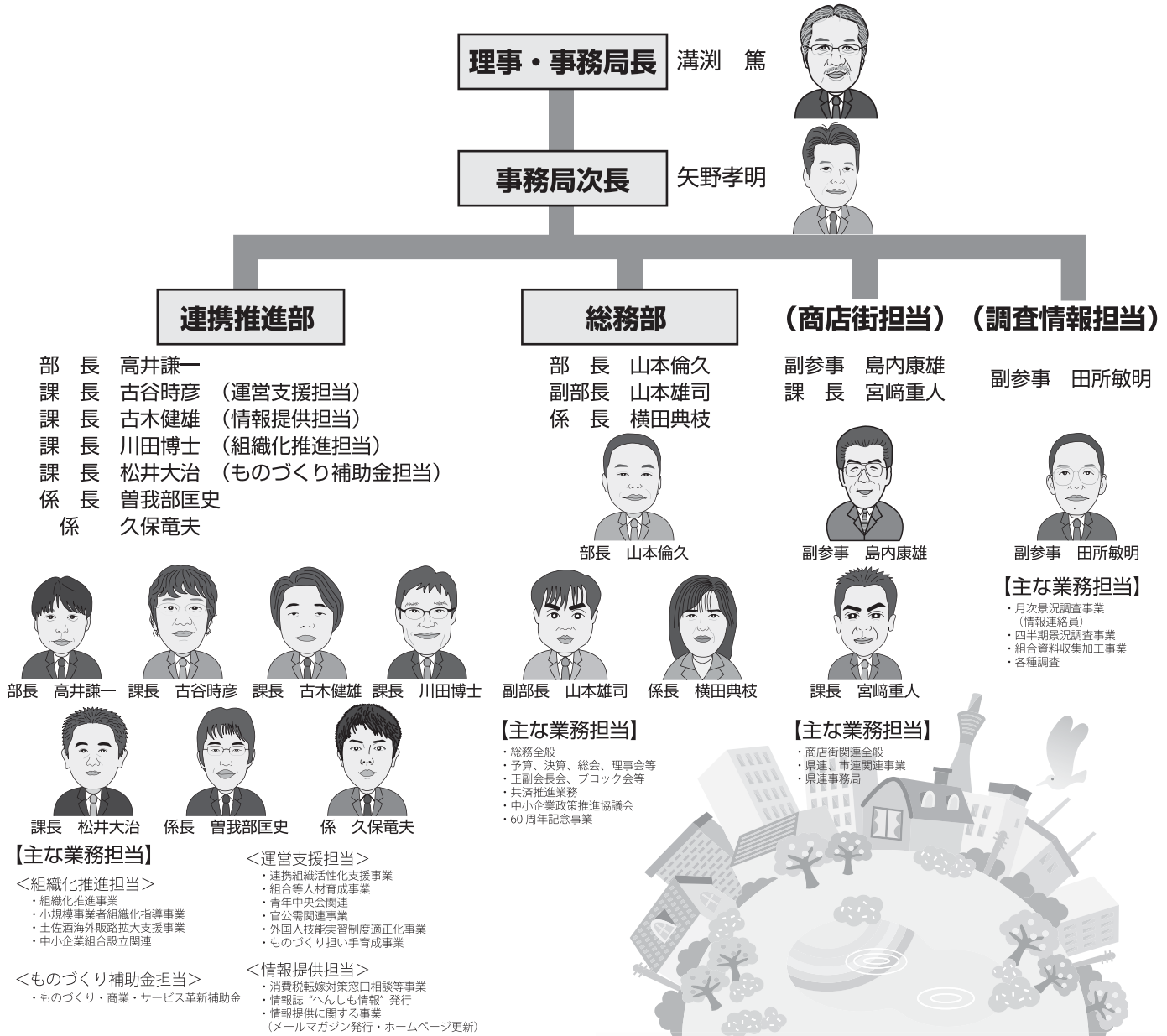
昭和24年11月15日、東京の地下鉄銀座線工事で使用するため、日本で初めて生コンの工場出荷が行われました。それ以前は工事現場で直接生コンを作るしか方法がありませんでしたが、工場出荷が開始されたことで、作業者の負担軽減や品質の均一化が図られ、その後のインフラ整備にも繋がりました。これを記念し、昭和63年に生コン業界団体が一致して11月15日を「生コン記念日」として制定しました。

ちなみに、3日後の11月18日は「土木」の2文字を分解すると十一と十八になることから、「土木の日」とされているそうです。



平成27年度 中央会事務局紹介

本会は、4月1日付で下記のとおり、平成27年度の人事異動を発令しました。
会員の皆様、本年度もよろしくお願い申し上げます。



高知県信用保証協会

検索

**.com
BANK**

あなたと未来を創る

金融機関から「金融サービス企業」へ・・・
真にお客様から信頼され、
お客様に有益な商品・サービスが
提供できるよう全役職員が
「意をひとつ」にして
取り組んでいます。

高知信用金庫

〒780-0822 高知市はりまや町2丁目4番4号
TEL(088)882-2525(代) FAX(088)882-1115

ドットコムバンク

検索

ご活用ください!平成27年度 中央会事業のご案内

連携組織活性化支援事業

組織化・経営革新支援

中小企業組合における新たな取り組みや実施事業の強化・リニューアルを目指す取り組み、新設組合及び複数名での合同会社(ＬＬＣ)等の立ち上げ期に必要な経費を助成します。

【対象】組織化・・・補助事業完了日までに法人化を目指した未組織グループ、複数名での合同会社
経営革新・・・中小企業組合、任意グループ

【補助金額】上限額１００万円以内 【補助率】２分の１以内

組合等活性化支援

中小企業組合等が抱える諸課題の解決策、組織改善に向けた指針・ビジョン策定、共同事業の見直し及び新事業の創出などに繋げるため、本会が専門家と連携して調査・分析等を踏まえた事業計画等を策定し、活性化に向けた取り組みを促進します。

【対象】中小企業組合、未組織・任意グループ

【補助金額】上限額１００万円以内 【補助率】利用者負担なし

専門家派遣による支援 専門家派遣

— 連携組織活性化支援事業 —

— 小規模事業者組織化指導事業(※小企業者組合限定) —

組合運営における法律・税務・労働等の専門知識を要する諸問題解決のために弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家を派遣します。

また、小企業者組合については、小企業者組織化指導事業にて定額補助にて諸問題解決のための専門家を派遣することもできます。

【補助金額】利用者負担なし

【対象組合数】１５組合程度(※小企業者組合枠は別途７組合程度)

★本事業は随時募集しています。助成対象組合数に限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。

小規模事業者組織化指導事業

研修会・講習会の開催 <小企業者組合限定>

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象として、組合制度、共同事業、経営、経理・税務、労働、法律、中小企業施策等についての講習会等を開催します。

【補助金額】１５万円以内 【補助率】３分の２以内 【対象組合数】７組合(予定)

新規事業、新商品・サービス等の実行可能性の検証、ビジョンの作成

— 小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業 <小企業者組合限定> —

組合や組合員の「経営基盤の強化」「生産性の向上」を目指した、「既存の共同事業の改善」「新たな事業開発」のためのフィージビリティ・スタディの実施、又はフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に支援します。

【補助金額】１２０万円以内 【補助率】３分の２以内 【対象組合数】２組合(予定)

お気軽に中央会までお問い合わせ下さい。応募申請から事業完了までサポートします!

【お問い合わせ先】高知県中小企業団体中央会 TEL(088)845-8870 メール:info@kbiz.or.jp

組合NewFace

高知県中央 生コンクリート 協同組合

設立…平成27年3月13日
所在地…高知市本宮町105番地25
理事長…鎮田勝文
出資金…8,000,000円
組合員数…8社
主な実施事業…生コンクリートの共同販売、
教育情報事業



理事長からの一言

近年の生コンクリート出荷量は、公共投資の減少などの社会的要因により需要のピークである1990年の4割程度まで落ち込み、業界全体の市場規模が著しく縮小している状況です。

加えて県内においては、一部地域で大幅な積算単価の下落が生じ、最近では公共工事等の発注は増加傾向にあります。が、採算が全く取れない状況が続いております。

こういった状況の中で、共同販売制度による取引環境の改善に取り組み、経営の安定化を目的として、この度組合を設立いたしました。今後は、中小企業等協同組合法に准じ、取引先、関係先の皆様方のご協力に任せられますよう、組合員、製造工場一丸となって全力をつくす所存でございますので、何卒、倍旧のご交誼とご指導ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

ものづくりの基盤技術強化を図る研修会等を開催

一 ものづくり担い手育成事業受託業務 一

■開催報告 ■ — 工場管理者研修 —

県内企業で機械加工等の製造工場長、職長、リーダーなど現場改善責任者を対象とした「工場管理者研修」(3月24日)を香南市香我美町山北「㈱キヨトウ本社工場」にて開催しました。

研修では、はじめにシステム企画 代表 植村忠夫 氏より「ムダ取り(原価低減)工場管理の基礎「5S」と題した講義を受講しました。次いで、工場視察受入先の㈱キヨトウ 清藤社長より企業概要、事業内容、5Sの取り組みなど工場の運営管理状況について説明を頂いた後、2班に分かれて本社工場内を視察しました。視察後に、前段の講義内容と工場視察を踏まえた工場の改善点等について班毎に意見交換し、取り纏め内容を発表した後、植村講師より講評を頂きました。



<お問い合わせ先>高知県中小企業団体中央会 連携推進部 古谷・曾我部
TEL 088-845-8870 FAX 088-845-2434



平成26年度 正副会長会(第3回)を開催

本会では、去る3月27日(金)、高知市帯屋町「和餐帯や勘助」において、平成26年度正副会長会(第3回)を開催しました。

会では、町田会長が議長となり、平成26年度決算見込み並びに平成27年度事業計画案及び収支予算案について説明報告が行われました。また、平成27年度通常総会、第67回中小企業団体全国大会、本会創立60周年記念式典についても話し合われました。

●平成27年度通常総会

日時:平成27年6月12日(金)16:00～
場所:高知市上町「城西館」

●第67回中小企業団体全国大会

日時:平成27年11月20日(金)13:00～
場所:沖縄県宜野湾市「沖縄コンベンションセンター」

●高知県中小企業団体中央会創立60周年記念式典

日時:平成28年1月29日(金)
場所:高知市上町「城西館」



平成26年度 連携組織活性化支援事業（経営革新支援）

中村地区建設協同組合

<事業名及びテーマ>

社会貢献活動を通じた組合及び建設業界の魅力発信事業

～「社会貢献活動」×「魅力発信」＝「社会的受容性の向上（地域防災力としての理解・若手入職者の増加）」～

●背景

当組合では、一昨年度、中村地区建設業が抱える問題構造を再認識し、問題解決のための課題と今後の取り組み方法について整理を行ったところ、今後は「新規就労者の確保」「若手技術者・技能者の育成」「技術力の向上」「イメージアップ」を軸に取り組んでいくこととなった。そうした流れを背景として、本事業では、地域と連携した防災イベントの開催を通じて、若者等に建設業に親しんでもらうことで建設業＝地域防災力としての重要性をPRするとともに、建設業の魅力の発信に取り組むこととした。

●事業概要

①防災イベントプランの策定

本事業推進のための魅力発信委員会を設置し、中村地区建設業の強みを活かした防災イベントプランについて自主防災組織関係者や防災専門家を交えながら検討した結果、「津波避難訓練」の一環として自主防災組織と連携した「炊き出し訓練」を実施することとなった。

②防災イベントの実施

黒潮町出口地区及び田野浦地区並びに黒潮町立三浦小学校との協働で下記の概要による防災イベント（炊き出し訓練）を行った。

- ◆実施日時：平成27年2月14日（土） 10:00～13:00
- ◆実施場所：黒潮町立三浦小学校（高知県幡多郡黒潮町出口2480）
- ◆参加者：約120名
- ◆防災ミニ講座講師：

高知大学 総合教育センター 社会協働教育部門 准教授 大槻知史 氏

③魅力発信ツールの開発

②のイベントの実施に伴い、組合及び建設業の魅力を発信することを目的とした組合オリジナルの防災ツールである「かまどベンチ」と「手のひら防災セット（防災缶）」の製作・寄贈等を行った。

その他、組合ホームページをリニューアル（URL <http://shimanto.main.jp/>）し、組合・業界の社会貢献活動をPRするページの新設等を行うことで防災イベントの様子を軸とした中村地区建設業の魅力発信に資するホームページを制作した。



●成果及び今後の展望

本事業により、防災イベントを通じた建設業の魅力発信という新しい社会貢献活動を創出することができ、同時に地域社会や地域のこども達に対して建設業の魅力を伝えることができた。また、組合ホームページのリニューアルを通じて組合及び建設業の社会貢献活動等の取り組みを随時発信することが可能となった。

本川きじ生産組合

<事業名及びテーマ>

本川きじによる新たな加工品開発及び販売力の強化 ～本川きじの販売拡大による地域産業活性化～

●背景

当組合は、平成20年4月、「特産品のきじを守り、肉質も高めたい」と地元有志が任意組合として結成したもので、昨年には、これまで組合と組合員が各々に展開してきたブランドと販路を統一し、地域を代表する特産品として育てていこうと企業組合を設立することとなった。

本事業では、これを機に、課題である販売拡大を図るため、新たな加工品開発及び販売力の強化を目指して以下の事業に取り組んだ。

●事業概要

①試作品開発

通年安定した売上が確保できる新商品として、高知市内の焼き鳥店や地元飲食店の協力を得て「きじ重」、「きじめし」を試作した。

②商談会出展及び市場開拓調査

希少価値があり、一般の鶏肉と比べ原価が高いきじ肉の販売ターゲットとして百貨店、高級レストラン、ギフト等の高価格販売を想定し、主に首都圏の市場調査を行った。

③販売戦略策定

②の調査結果とまるごと高知商談会の出展によって市場の感触、販売可能性、商品の課題等が把握でき、本川きじ関連商品をカテゴリごと（精肉・ギフト・小売店舗・イベント販売）に整理して販売戦略（売上アップ作戦）をまとめた。

●成果及び今後の展望

「きじ重」は協力いただいた焼き鳥店においてメニュー化されることとなり、いの町長をはじめ、関係機関等33名を招いてお披露目・試食会を開催、この様子は複数のテレビ、新聞でも取り上げられ、「きじ重」及び「本川きじ」を広く普及することができた。

本事業の実施により、市場ニーズを踏まえた販売戦略ができたことから、今後の取り組みの方向性と課題が明確になり、効率的な事業の拡大・安定化が期待される。



きじ重

中央会ホームページ (http://www.kbiz.or.jp)がリニューアル!!



この度、本会のホームページをリニューアルしました。

今回のリニューアルではスマートフォンにも対応し、これまでより見やすいデザインとなりました。

会員組合、県内中小事業者の皆様に向けた有益な情報を発信して参りますので、よろしくお願い致します。

また、メールマガジンも従来通り、原則毎月配信していきます。登録は無料で、ホームページから登録することができます。未登録の方は、この機会に是非登録をお願いします。

KBIZ 人を結び、価値を育む
高知県中小企業団体中央会

TEL 088-845-8870

HOME 中央会とは 組合設立ガイド 助成事業 リンク集 サイトマップ お問い合わせ

設立ガイド
助成事業のご紹介
中央会共済制度
その他の会員サービス
中央会情報誌「へんしも情報」
中央会メールマガジン
高知県中小企業青年中央会

事業・経営の効率化のため
企業同士で連携してみませんか?

中央会では、「事業協同組合」制度の活用による
中小企業の事業活性化や経済的地位の向上をご支援致します。
経営資源を有効に活用して更なる活性化に取り組みましょう。

平成26年度補正
「ものづくり・商業・サービス革新補助金」
1次公募のお知らせ

詳しくはこちら>>

外国人技能実習生受入セミナーを開催

— 高知県外国人技能実習生受入組合連絡協議会 —

高知県外国人技能実習生受入組合連絡協議会(吉川浩史会長)では、去る3月20日(金)午後2時より高知市布師田「高知県中小企業団体中央会 研修室」において、受入セミナーを開催しました。

セミナーでは、はじめに「外国人技能実習制度の現状と見直し等について」と題して、高松入国管理局 審査部門・首席審査官・黒川徹朗氏より今国会に提出されている「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」の概要説明等が行われました。

次いで「技能実習生受入にあたり留意する労働基準関係法令について」と題して、高知労働局監督課・労働時間設定改善指導官・八木剛氏より全国の監督指導・送検の状況をはじめ、労働基準関係法令について説明が行われました。

最後に事務局から改正法律案に関する動向・留意点、全国中央会補助事業として実施予定の外国人技能実習制度適正化事業の概要、本年10月開始のマイナンバー制度が技能実習生も対象となることなどを説明した後、閉会しました。



新型定期預金 マイハーベスト

1年・2年・3年 固定金利・半年複利



人を思う。未来を思う。

商工中金

高知支店 088-822-4481

〒780-0870 高知市本町4-2-46

●ザ クラウンパレス新阪急高知並び



平成27年度

高知県の主な融資制度

経営支援融資制度

貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手 続 き	備 考
100,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる		◆貸付利率 - 平成27年4月1日現在の利率です。 - 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 - 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。
	10年以内 (2年以内)			
12,500 ※中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は 25,000	7年以内 (1年以内)	不 要	<商工会等経由の場合> 	◆保証料率 - 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 - 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 - 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。
15,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる		◆取扱金融機関 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合
12,500	7年以内 (1年以内)	個人事業者は 無担保・無保証人		
	10年以内 (1年以内)	法人事業者は 無担保・代表者 1名保証		
50,000	7年以内	保証協会の定めるところによる		◆ご注意 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
80,000	10年以内			

名 称	融 資 対 象 者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)
安心実現のための 高知県緊急融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者 ※ 貸付限度額は緊急融資全体で1億円以内 ※ 緊急融資及び保証協会の責任共有対象外の保証付借入金を借換えることができる。ただし、下記の借入金は借換えの対象外とする。 ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資 ・ その他の保証付き融資のうち、高知県信用保証協会が定めるもの ※ 責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない ※ 緊急融資＝安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資 ※ 経営力強化保証が付される場合の償還期間、保証料率、保証割合は、別に大綱に定める	設 備 運 転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動) 2.42※ (変動) 共有対象外 2.22※ (変動)	0.12 ～ 0.49 (付表5) セーフティ 0.30 0.11 ～ 0.42 (付表6) セーフティ 0.25
特別小口融資	○ 県内において1年以上引き続き同一の指定事業を営む小規模企業者（個人事業者に限る） ○ 源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて、申込みの日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納している者 ○ 特別小口保険（中小企業信用保険法第3条の3）を利用した既存借入残高と今回申込金額の合計額が1,250万円（中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は2,500万円）を超えない者 ○ 特別小口保険以外の保険を利用した既存借入がない者 ※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。	設 備 運 転	2.07※ (変動)	0.40
小規模企業融資	○ 県内において指定事業を営む小規模企業者 ※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。	設 備 運 転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動)	0.21 ～ 1.07 (付表1) セーフティ 0.40
小口零細企業融資	○ 県内において指定事業を営む小規模企業者 ○ 既存の保証協会の保証付借入残高（根保証においては借入極度額）と今回申込金額の合計額が1,250万円を超えない者 ※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。	設 備 運 転	2.07※ (変動) 2.27※ (変動)	0.30 ～ 1.27 (付表3) セーフティ 0.40
借換え融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、経営改善計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られる者 △ ア 中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」 △ イ 最近3月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少している者 △ ウ 最近3月間又は直近期決算における営業利益又は経常利益が前年同期に比して3%以上減少している者 △ エ 最近3月間又は直近期決算における売上利益率又は営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している者 △ オ 再生手続開始申立等事業者（破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て、その他手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者）に概ね50万円以上の債権額を有する者又は再生手続開始申立等事業者との取引額が総取引額の概ね10%以上である者 △ カ 売上原価の概ね20%以上を占める主要原材料又は燃料の最近3月間の購入価格が前年同期に比して20%以上上昇しているにもかかわらず、製品又はサービスの価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3月間の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合を上回っている者 △ キ 自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ※ 借換えの対象は、高知県信用保証協会の保証付借入金 ただし、下記の借入金は借換えの対象外とする 高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資、下請経営安定融資、季節融資	運 転	2.47※ (変動) 共有対象外 2.27※ (変動) 2.67※ (変動) 共有対象外 2.47※ (変動)	0.21 ～ 1.07 (付表1) セーフティ 0.40 0.21 ～ 1.07 (付表1) セーフティ 0.40

特別融資制度

保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手 続 き	備 考
0.12 ～ 0.49 (付表 5) セーフティ 0.30	100,000	7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる	中小企業者等 ↓ 協 会 → 金融機関^注 <商工会等経由の場合> 中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協 会 → 金融機関^注 注) 産業振興計画推進融資の取扱金融機関は、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関のみの取扱いとなります。	◆貸付利率 ・平成 27 年 4 月 1 日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が 0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の 1 号～6 号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 ◆保証料率 ・保証料率は、貸付額に対しての料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より 0.1%を引き下げることがあります。 ◆取扱金融機関 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合 ◆ご注意 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
0.11 ～ 0.42 (付表 6) セーフティ 0.25		10 年以内 (2 年以内)			
0.10	10,000	7 年以内 (1 年以内)	無担保 保証人については保証協会の定めるところによる	中小企業者等 ↓ 協 会 → 金融機関 <商工会等経由の場合> 中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協 会 → 金融機関	◆保証料率 ・保証料率は、貸付額に対しての料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より 0.1%を引き下げることがあります。
		10 年以内 (1 年以内)			
0.10	15,000	7 年以内 (1 年以内)	無担保 保証人については保証協会の定めるところによる	中小企業者等 ↓ 協 会 → 金融機関 <商工会等経由の場合> 中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協 会 → 金融機関	◆取扱金融機関 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合 ◆ご注意 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
	※ア及びイは自己資金と同額まで	10 年以内 (1 年以内)			
0.21 ～ 1.07 (付表 1) セーフティ 0.10	50,000 ※自己資金の 4 倍まで	7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる		◆ご注意 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
		10 年以内 (1 年以内)			

【お問い合わせ先】

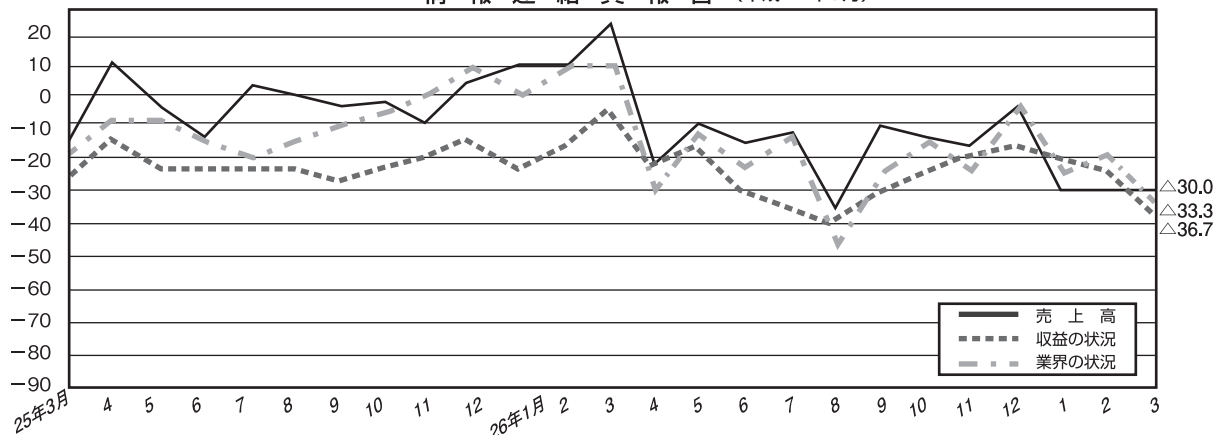
高知県商工労働部 経営支援課
〒780-8670 高知市丸ノ内1-2-20
TEL: 088-823-9695
FAX: 088-823-9138
URL: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>
E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

名 称	融 資 対 象 者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)
産業振興計画推進融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする事業者 ※ 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。 ※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。 また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 ※ 既存保証付き融資から借換える場合は融資額の2分の1未満とする。	設 備 運 転	2.27 以内※ (変動) 共有対象外 2.07 以内※ (変動) 2.42 以内※ (変動) 共有対象外 2.22 以内※ (変動)
創業等支援融資	※ 創業A・創業B・創業Cを併用する場合、貸付限度額は合わせて5,000万円以内 ※ 創業Bと創業Cを併用する場合、自己資金はそれぞれで必要になる額を合わせた額が必要		
創業 A	△ ア 事業を営んでいない個人（廃業したことのある会社の役員又は事業主等を含む。以下同じ。）であって、貸付実行から1月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から2月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ ウ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して5年未満の者	設 備 運 転	2.07※ (変動) 2.27※ (変動)
創業 B	△ ア 事業を営んでいない個人であって、貸付実行から1月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から2月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ ウ 指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ エ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して5年未満の者 △ オ 県内において指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立して5年未満の者	設 備 運 転	2.07※ (変動) 2.27※ (変動)
創業 C	△ ア 従事した経験（勤務先で得た知識やノウハウ及び自ら事業を行っていた経験）や法律に基づく資格を活かし、県内で事業を開始しようとする者 △ イ 県内において指定事業を営む中小企業者であって事業を開始した日（法人にあつては設立の日）以後5年未満（開始時期を特定することができること。）の者	設 備 運 転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動) 2.47※ (変動) 共有対象外 2.27※ (変動)

本誌には高知県融資制度の一部を掲載しています。
その他の制度や詳細は右記までお問い合わせください。

DI(景気動向指数)

情報連絡員報告(平成27年3月)



印刷

昨年度末の消費増税駆け込み需要の影響、昨対は減少。先月同様官公庁需要、統一地方選挙需要はますますだが一般印刷物は厳しい感。数字的には一昨年と同等か。いずれにしても特需を除けば厳しい状況に変わらない。



食品団地

昨年度は、増税前の受注が多かったが今期ベースとしては、平年並みであった。重油、ガス等の値下がりや輸入食材の原材料のコストアップが相殺されている状況である。



生コンクリート製造

出荷数量は前年同月より大幅減。高知市及び隣接地区の市況乱れは続いているが、改善の兆しも見え始めた。



酒類製造

引き続き県内出荷量が苦戦。純米酒、吟醸酒等の特定名称酒は順調のため販売価格は上昇。



機械団地

団地内の業況は概ね前年同月並みの水準で推移している。一部に人手確保を円滑に進め受注を伸ばす企業がみられる。



水産食料品製造

全国的に不漁が続く、底値には輸出用が控えており、仕入れが非常に困難になっている。カツオも引き続き不漁のようだ。3月は東京で大きな見本市が毎年、開かれるが、宇佐からも数点出品しており、毎年実績を積んでいる店もあるようだ。



刃物製造

まだ動きが悪い。季節的な商材もあり芳しくない。海外よりの受注も納期の遅れにより、受注残となっており、売上に繋がらない。海外からの新規の問い合わせもあるが、納期的なものが問題になっている。



外衣・シャツ製造

繁忙期であるが、受注量は昨年同時期に比べて減少している。相変わらず「短納期」を強いられ、時間外労働手当を払って操業しなければ生産が追いつかない。繁忙期で売上も増える時期であるのに、利益につながらず、経営は非常に厳しくなっている。景気好転など全く考えられない。



船舶製造

引き続き操業度は高い水準で推移している。



木製品素材生産

3月の入荷量はスギ・ヒノキともに前月比1割減。価格についてはスギは横ばいだが、ヒノキの柱適材については、単位当たり500円の下落あり。



珊瑚装飾品製造

3月の製品会取引高は、前年同月と大差はない。年度末決算では前年度年間取引より110パーセント増となった。しかし、卸小売業の景気は回復していない状況だ。



製材

原材料は不足気味で、値上がり状態の様であるが、製品の価格は「桧」が下がり、「杉」と同価格程度となっている模様で市況は低迷している。



卸団地

仕入れ価格の上昇が見られ、販売価格への転嫁ができず厳しい経営を迫られる企業が見られるなど景況は好転しない。また、大手のコンビニの出店をきっかけに物流に変化が生じ、県内の配送ルートが再編されている。



製紙

主原料の輸入パルプ価格は軟調基調の状態になってきたが、まだまだ厳しい状態にある。



商店街(四万十市)

昨年は増税前の駆け込み需要があったため、前年対比は大きく下回っているとみられる。それでも一昨年と比較するとやや上回っている。飲食店は比較的影響は少なく、今年も飲送迎会で夜の賑わいは感じる。今年度から天神橋の銀行跡地の活用方法に関する検討がスタートする。



青果卸売

大きく伸ばしている一社を除いても、組合合計で見ても前年比110%弱となっており、ここ数カ月では好調な月となった。



旅館・ホテル

宿泊に関しては「おきゃく」等のイベントもあり、週末は満室状態の施設も多かったが、平日は落ち込んだ。



生鮮魚介卸売

前年同月と比べ約1割弱の取り扱い高が減少した。一般消費と飲食店などの取引が低調になっているのに、なかなか好転してこない。やはり消費税が8%になったのが大きな要因だと思う。



飲食店

組合加入者が少しずつ増えてきている。全国理事会でも都会に少しずつ景気回復の兆があるように感じた。喫茶業界が衰退傾向であったが、少し改善しつつあるようだ。その他、喫茶組合の冊子(パンフレット)が出来上がり、県内喫茶店1900店に配布した。



各種小売(土佐市)

状況は変わらず。少し暖かくなってくるとお客様も出てきますので、これからの売り上げ増加に少し期待したい。



旅行業

組合クーポン売上
前年対比124%、全旅クーポンを加味して103%
新年度は、売上の見通しが大変厳しい。



各種小売(安芸市)

本町の商店街でもお雛様祭りをした。各商店にお雛様を飾り、少し活気が出た。



一般土木建築工事

平成27年3月分の公共用土木生コンは、対前年同月比78.8%、3月の公共土木工事は前年同月比金額で177.6%の水増しで推移。年度末であるが来季にまたがる発注があり3月、4月の手持ち工事は多いが作業員や技術者確保が厳しくなっている。



ガソリンスタンド

3月のドバイ原油価格は、中旬には50ドル70セントに落ち込み、為替レートの円高ドル安が加わり、原油コストは2円規模の下落となった。高知県のレギュラーガソリン価格は、1月下旬から7週連続の元売値上を反映し、3月上旬に3円ほどの値上げとなった。



電気工事

3月末の組合員数が438名となり、前年同月比2名減となった。ピークの平成2年7月635名に比べ197名減少し、31%の縮小をみた。人口減少時代を迎え、工業組合の生き残りに更なる努力を続けていきたい。



電気機械器具小売

昨年の消費税増税の駆け込み需要が大きくその反動で、本年3月は、前年比85%ぐらいである。特に、悪いのは白物家電で、前年比75%ぐらいの推移。住宅用太陽光発電システムも前年比70%ぐらい。反面、リフォーム関連「高級タイプの便座」、高齢者の補聴器は、前年比10%アップ。



一般貨物自動車運送

昨年3月より荷動きが悪く、昨年8月以来下がり続けてきた燃料価格も上げに転じ厳しい年度末となった。



中古自動車小売

景気は横ばい状況で続いている。



タクシー

【1車当たりの運送収入・輸送回数】
(前年比)収入:2.2%増、回数:1.5%増
(前月比)収入:0.9%増、回数:1.6%増



商店街(高知市)

中央公園地下駐車場利用状況(前年比)
売上90.0% 利用台数91.5%
昨年末に実施された通行量調査の結果が発表され、平日で前年比1.8%増の40,581人、休日は同3.3%増の51,111人であった。平日と休日の通行量格差を見ると、休日が平日の1.26倍と、昨年よりわずかではあるが拡大している。

Total assist

自動車保険

「3つの基本補償」と「3つの基本特約」で
安心をお届けします。

東京海上日動 高知支社

高知市本町4-1-16 高知電気ビル6階 〒780-0870

TEL:088-823-2575 午前9時~午後5時(平日) <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海日動

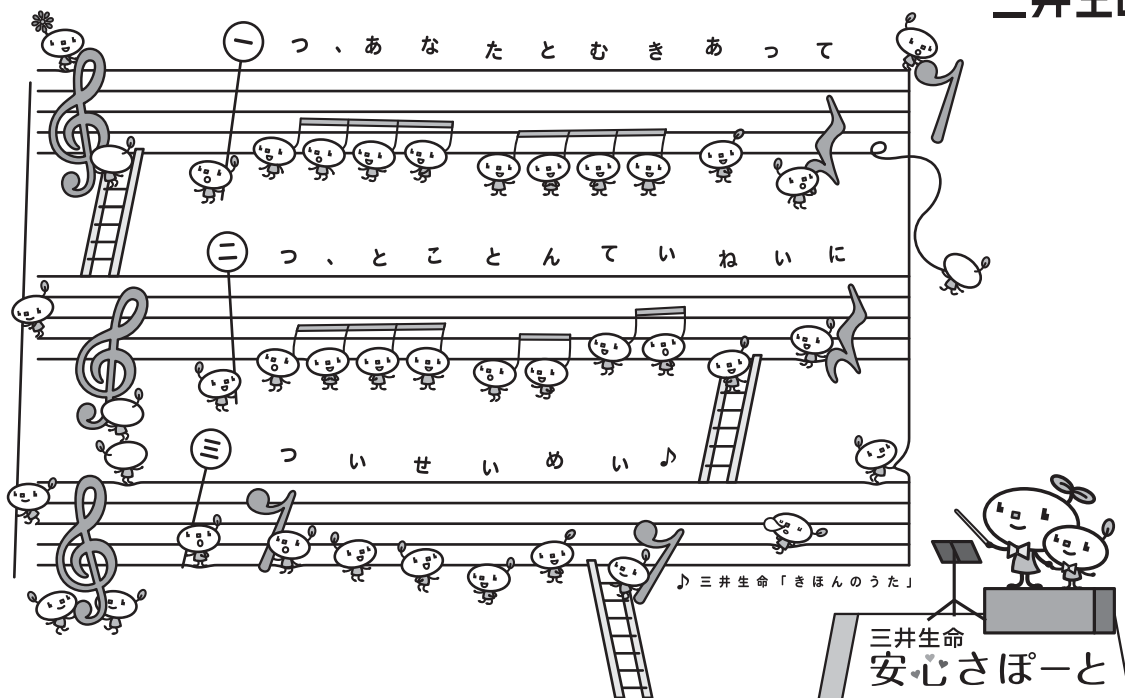


TOKIOMARINE
NICHIDO

To Be a Good Company

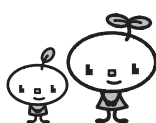
だ い じ に し ま す 。 保 険 の き ほ ん 。

BESTパートナー
三井生命



三井生命保険株式会社 高知営業部

〒780-0053 高知県高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2F TEL:088-882-3402 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



高知県中小企業団体中央会 共済制度のご案内

BESTパートナー
三井生命

従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

【特定退職金共済制度実施団体】
高知県中小企業団体中央会
〒781-5101
高知市布師田3992-2
高知県中小企業会館4F
TEL:088-845-8870

【特定退職金共済制度 引受保険会社】
三井生命保険株式会社

経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

月払契約の場合、団体扱*となり、一般扱（口座振替月払等）でご契約いただくよりも、保険料が割安になります。

オーナーズプラン 経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン 従業員の皆さまの保障準備をサポートします。

従業員の 業務上の災害補償に Jプラン（普通傷害保険）

従業員の業務上のケガから企業経営を守ります。高知県中小企業団体中央会のスケールメリットを活かすことで割安な保険料でご加入できます。

【Jプラン（普通傷害保険）引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社

【Jプラン（普通傷害保険）取扱代理店】
三井生命保険株式会社

*団体扱とは、高知県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款」および高知県中小企業団体中央会の退職金共済規程（規約・規則）を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 高知営業部

〒780-0053 高知県高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2F TEL:088-882-3402
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

KB-26-829
B-27-1029 (H27.4) 使用期限 H28.3

制作・発行

つな

人を継ぎ、組織を育む

高知県中小企業団体中央会
<http://www.kbiz.or.jp>

〒781-5101 高知市布師田3992-2 中小企業会館4階
TEL 088-845-8870 IP電話 050-3537-1702 FAX 088-845-2434
E-mail info@kbiz.or.jp